

議案第 5 7 号

八幡浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例

八幡浜市水道事業給水条例（平成 1 7 年条例第 1 9 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（工事の施行） 第 1 3 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 ～ 5 （略）	（工事の施行） 第 1 3 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 ～ 5 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害時等において、他の水道事業者が指定した給水装置工事業者による給水装置工事の実施を可能にすることで、早期復旧及び被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため。

